

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成21年7月7日

石川県監査委員 下 沢 佳 充
同 若 林 昭 夫
同 東 方 俊一郎
同 喜 田 羊支子

(別 紙)

東 京 第 8 号
平 成 2 1 年 6 月 8 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷本 正憲

平成21年 5月28日付け石監査第105号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づき講じた措置
貸付料の徴収事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないよう十分注意してください。	東京事務所	今回指摘のあった事項につきましては、今後、このようなことのないよう適正に事務処理をおこなうとともに職員相互のチェック機能を万全にするよう指導、徹底しました。